
「農業ITサービス標準利用規約ガイド」、
「農業ICT知的財産活用ガイドライン」
の策定状況について



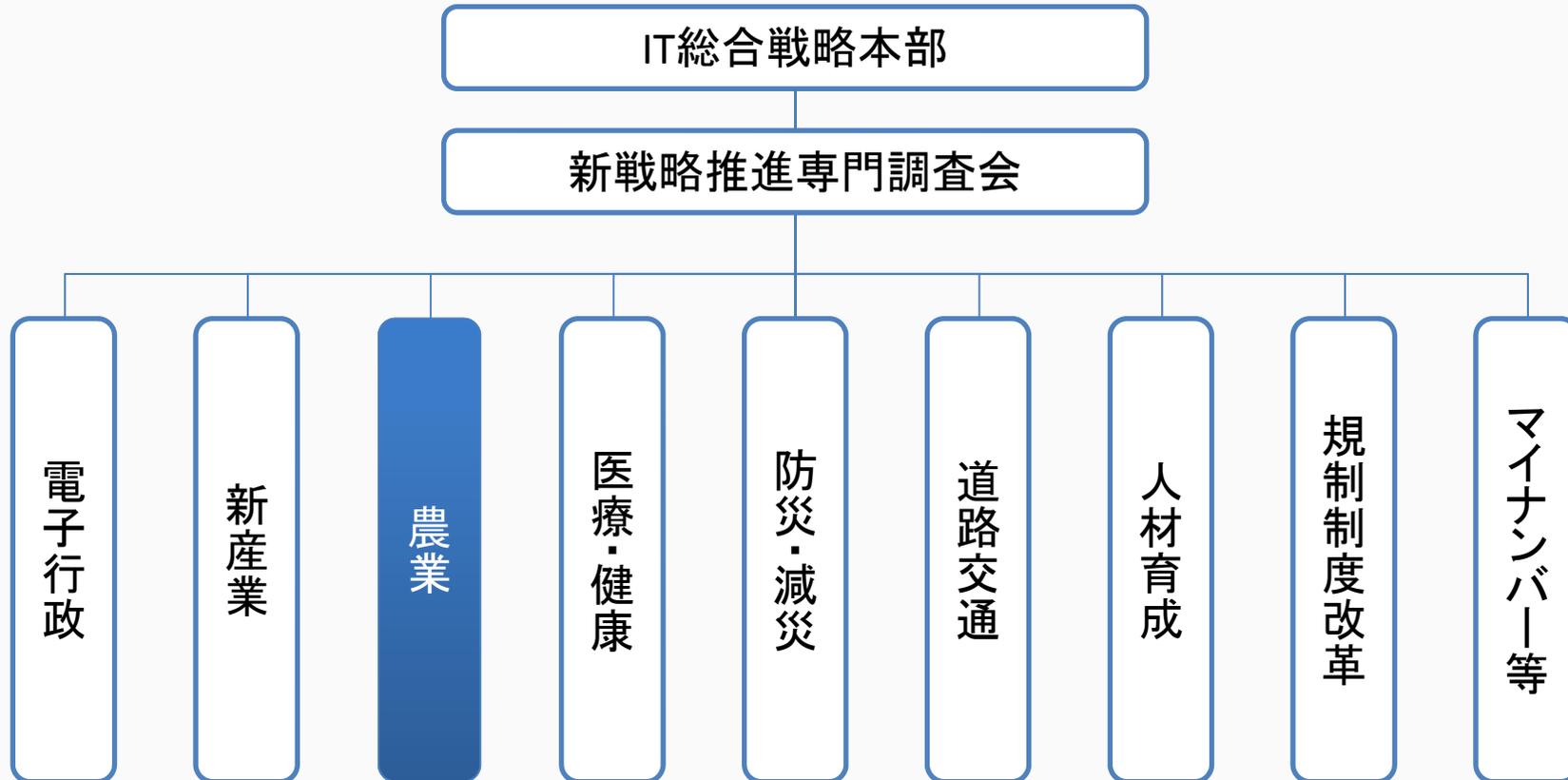
2016年1月20日

内閣官房 副政府CIO

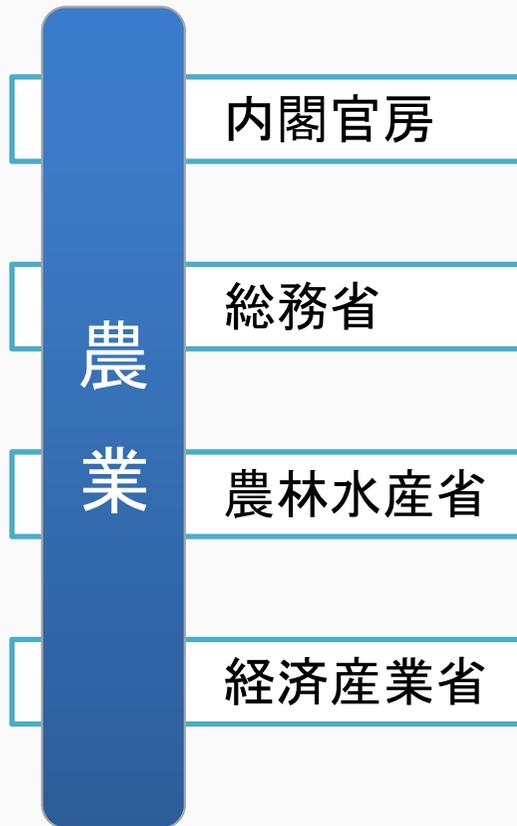
情報通信技術（IT）総合戦略室室長代理

神成 淳司

1. 農業 I T 普及のための政府横断的な取組



1. 農業IT普及のための政府横断的な取組



【具体取組】

[作成中]

- 農業ITサービス標準利用規約ガイド（内閣官房）
- 農業ICT知的財産活用ガイドライン（農林水産省）
- ITシステム導入・利活用ガイドブック（農林水産省）

[試行版公開中]

- 農業ITシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン（農林水産省）
- 農業ITシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン（総務省）

2. 農業情報創成・流通促進戦略

農業情報創成・流通促進戦略の概要 (平成26年6月3日 IT総合戦略本部決定)

農業情報の多面的な利活用により、農業の産業競争力強化を加速化

1st Stage (～2013) : 「情報収集」 → 2nd Stage (2014～) : 「情報の創成・流通促進」

- 農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する本戦略に基づくガイドライン等の策定
- 農地情報の整備と活用
- 本戦略推進のための体制整備

情報流通によるバリューチェーンの構築

- ◆ 生産者の出荷実績等の情報流通・活用
 - ・ 出荷実績に基づく、優れた生産者のブランド化
 - ・ 評価に基づく販売先の拡大・単価向上
 - ・ 評価を利活用した新ビジネスの創出
- ◆ 付加価値情報(特別な品質や栽培方法等)の流通による農産物の評価の向上、海外市場拡大



農業の産業競争力向上

「AI農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化

- ◆ コスト低減
- ◆ 生産予測の精緻化・安定出荷の実現
- ◆ 新規参入・担い手農家の早期育成
- ◆ 付加価値向上(高品質化/収穫量up等)



情報の創成・流通促進

情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開

- ◆ 流通した情報・ノウハウの利活用による農業機械や施設のソリューション展開
- ◆ モノ創りノウハウの利活用
- ◆ 多様な資材・サービスの新たな連携・組合せ



市場開拓
販売力強化

関連産業の
高度化

情報・ノウハウの価値に関する普及啓発

情報・ノウハウの海外流出防止のための留意事項に関する普及啓発

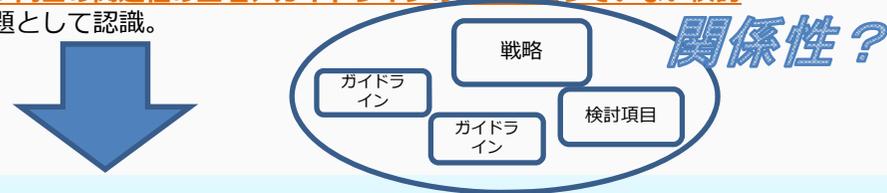
農林水産物輸出額 1兆円の達成

2. 農業情報創成・流通促進戦略

- 新戦略推進専門調査会農業分科会で検討し、合意を得た個別ガイドライン策定の優先順位等の方向性に基づき、農林水産省・総務省の調査研究事業等を考慮して、**率先して取り組むべき6項目を抽出。そのうち2項目については個別ガイドラインとして策定**することとした。

- ① 農作業の名称（農林水産省担当） ⇒26年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表、27年度末に本格版を策定予定
- ② 農作物の名称（農林水産省担当） ⇒27年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表予定
- ③ 登録農薬に係る情報（農林水産省担当）
- ④ 登録肥料等に係る情報（農林水産省担当）
- ⑤ 農業生産の過程で発生するデータ交換のインタフェース（総務省担当） ⇒27年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表予定
- ⑥ 環境情報（生産環境に係る温度等の情報）のデータ項目及び関連項目（総務省担当）
⇒26年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表、27年度末に本格版を策定予定

- 個別ガイドライン策定にあたり、今後、複数の個別ガイドラインを策定していく方針にかんがみ、「**農業情報創成・流通促進戦略**」との関係やガイドライン同士の関連性の整理、**ガイドラインの策定に至っていない検討項目の進捗を示すことが必要である**ことを課題として認識。



- そこで、**標準化に関する官民の現在の検討状況を明示するとともに、今後の中長期の目標を掲げた「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」**を、**戦略と個別ガイドライン等との間に位置づけられる文書**としてとりまとめた。

※個別ガイドラインは、本ロードマップに位置付けた上で策定を行った。

※ロードマップ、個別ガイドラインとも、関係者との調整や状況の変化を踏まえ、柔軟に変更し、特に、中長期の目標等については、農業関係者、農業IT関係者等からの意見を踏まえた検討を引き続き行う旨を明記。

3. 「農業ITサービス標準利用規約ガイド」、 「農業ICT知的財産活用ガイドライン」の基本的考え方

- ・両ガイドライン共に、生産者の権利を保護しつつ、農業ITの活用促進を目指す目的は同一である。
- ・「農業ITサービス標準利用規約」は主に農業ITサービス提供時の、提供者・契約者(利用者)の権利・義務の注意・確認点を対象としている。
- ・「農業ICT知的財産活用ガイドライン」は、農業ITサービスの開発時(農業知財の農業IT化)及び提供時について、「農業生産側(知財保有者)」と「農業ITサービス開発者/提供者」の留意点やベストプラクティスの提示を対象としている。

	農業ITサービス標準利用規約ガイド案※1	農業ICT知的財産活用ガイドライン(案)※2
目的	・(農業ITサービスの提供時)、特に権利や義務について、どこを注意して確認する必要があるかを示すこと。	・農業ITサービスの開発時(農業知財の農業IT化)及び提供時に、現場の農業知財の円滑な活用促進と、保護のために、どこに留意して確認する必要があるかを示すこと。
対象	・「契約者及び契約希望者」とサービスの「提供者」との間における取り決め	・主に「農業生産側協力者(知財保有者)」と「農業ITサービス開発/提供者」との間における取り決め ・実証事業等を通じた現場農業知財の農業ITへの活用事例の例示

※1 内閣官房情報通信技術(IT)戦略室が策定中。本年度末に取りまとめ予定。

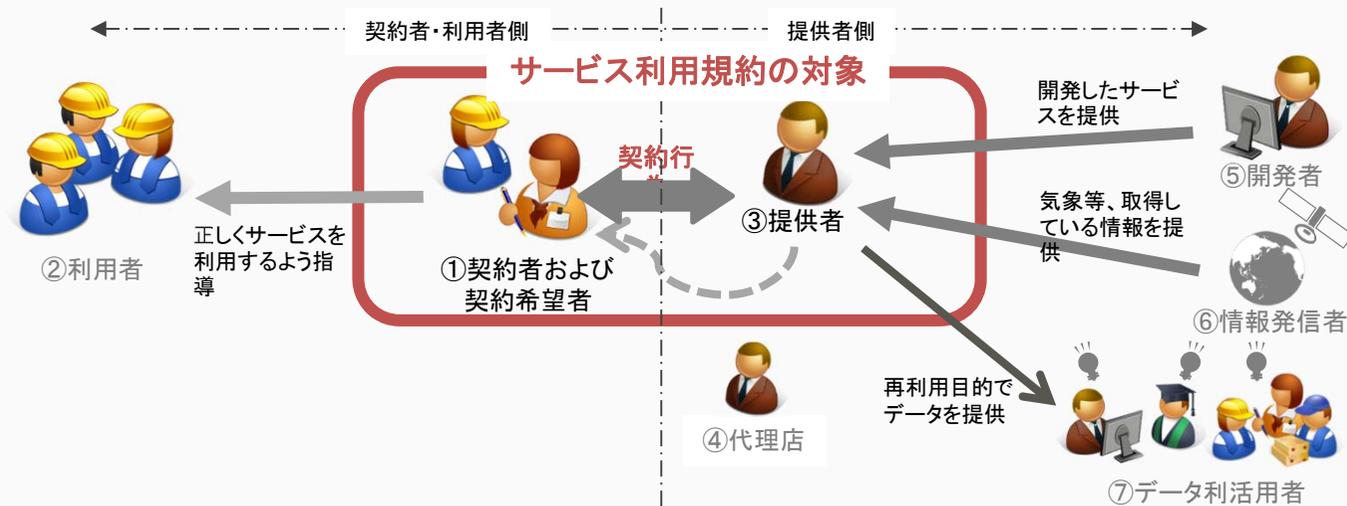
※2 農林水産省食料産業局知的財産課の補助事業により策定中。本年度末に取りまとめ予定。

4. 農業ITサービス標準利用規約ガイド

ガイド案 p3

農業ITサービス標準利用規約ガイドの対象

「①契約者及び契約希望者」とサービスの「③提供者」との間における取り決め

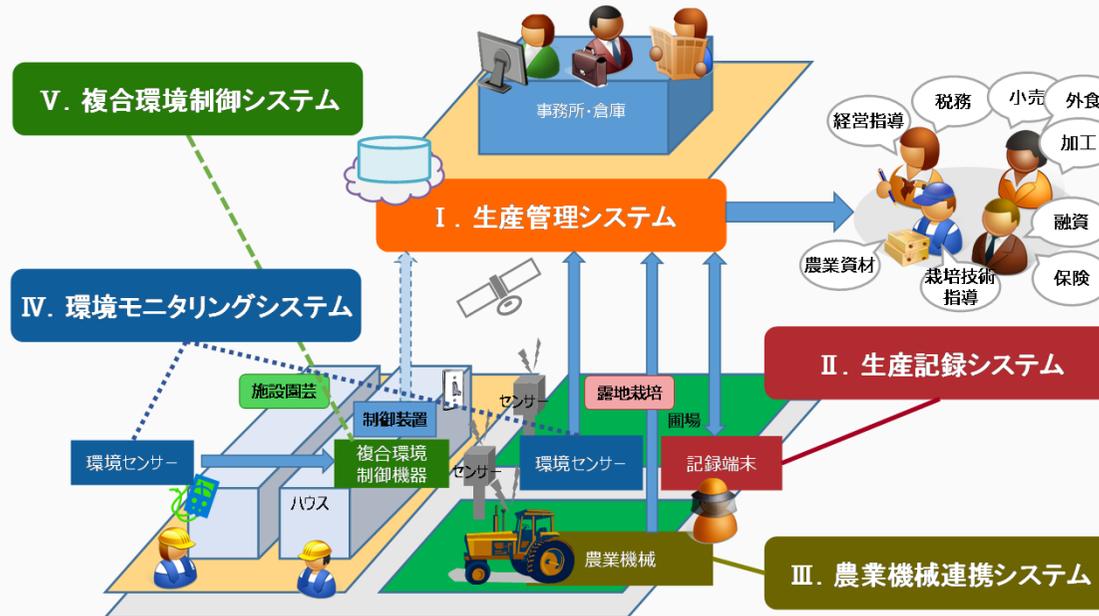


4. 農業ITサービス標準利用規約ガイド

ガイド案 p5

農業ITサービスの機能

農業ITサービスの目的と実現機能によって大きく5つに分類



4. 農業ITサービス標準利用規約ガイド

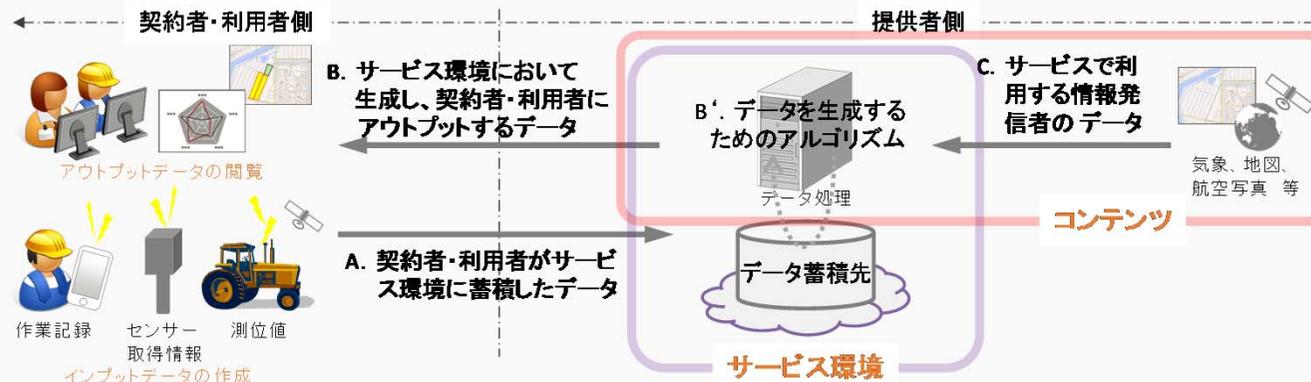
ガイド案 p7

農業ITサービスにおけるデータの種類と帰属

契約者に帰属： サービスに蓄積したデータ、
サービス環境で生成されたデータ

提供者に帰属： データを生成するためのアルゴリズム

情報発信者に帰属： サービスで利用する気象・地図・肥料等の第三者提供データ



4. 農業ITサービス標準利用規約ガイド

●データは誰のもの？

- ✓ データを閲覧する権利があるのは？
- ✓ サービスで各自のデータはどう使われる？
- ✓ サービス以外で各自のデータを使うときのルールは？



●サービスの解約方法は？

- ✓ 解約の申し出はいつまでに必要？
- ✓ 申し出方法は？
- ✓ 支払い済みの料金はどうなる？

●事業者からのサービスの変更・廃止のルールは？

- ✓ サービス変更を事前に知ることはできる？
- ✓ 変更内容を知る方法は？
- ✓ サービスの停止・廃止は事前に知らされる？
- ✓ 周知時期は？
- ✓ 周知方法は？



●サービスで出来ること・出来ないことは？

- ✓ データのダウンロードは出来る？
- ✓ 閲覧画面をプリントすることは出来る？
- ✓ 他のサービスと連携させることは出来る？
- ✓ 解約しても、再度、サービスを利用することは出来る？

⇒どこに注意して確認すべきかを示したものが「農業ITサービス標準利用規約ガイド」

5. 農業ICT知的財産活用ガイドラインの目的

農業現場に蓄積されているノウハウを新しい知的財産と捉え、更なる活用促進

- ✓ これまで特許を中心に考えられていた知的財産を、栽培ノウハウ等に代表される農業現場の知識に拡大して広く活用することを促します
- ✓ 新しい知財をICT利用によってさらに活用した実証事業の成功事例等の紹介によって、円滑な活用を促します

安心できる知的財産の提供

- ✓ 知的財産の保有者が、その知的財産によって価値に見合った正当な対価を得られることが、知識産業に求められる重要な礎です。
- ✓ 一方で、特に農業分野でのICTサービスは、必要とされる専門性の違いから、多くの場合農業知的財産の保有者と、ICTサービスの開発・提供者が異なることが想定されます。
- ✓ そのような背景を踏まえ、知的財産の保有者、対価の条件や、知的財産の開示範囲等、責任の範囲や、免責条件等を、具体的に実務を踏まえて示します。

5.農業ICT知的財産活用ガイドラインの構成

農業ICT知的財産ガイドラインは、A. 農業現場の様々な知財のさらなる活用を促すための事例・進め方紹介と、ICT事業者との連携を念頭に置いた知財の提供に関する規約文例から構成されています

